

○厚生労働省告示第二百四十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十一日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第九中「グルカゴン製剤」を「グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト」に改

める。